

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部を次のとおり改正する。

| 現行 | 改正後 | | | | | | | | | | | | |
|--|---------|-----|---|--------|---|---------|--|-----|-----|--|--------|---|---------|
| <p>国立大学法人東京農工大学組織運営規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規則第1号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>第3条 本学に置く組織及び施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="127 486 1104 798"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部(長野県東御市及び千葉県館山市の施設を含む。)共生科学技術研究部、農学教育部、連合農学研究科、農学部(東京都八王子市、神奈川県津久井郡、埼玉県秩父市、群馬県勢多郡及び栃木県佐野市の施設を含む。)大学教育センター、図書館、保健管理センター及び遺伝子実験施設</td> <td>東京都府中市</td> </tr> <tr> <td>共生科学技術研究部、工学教育部、生物システム応用科学教育部、技術経営研究科、工学部、産官学連携・知的財産センター、機器分析センター、留学生センター及び総合情報メディアセンター</td> <td>東京都小金井市</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条～第5条 省略 (大学教育センター)</p> <p>第6条 本学に、大学教育センターを置く。 2 大学教育センターに、長を置く。 3 前項の長は、<u>教育担当副学長をもって充てる。</u> 4 その他大学教育センターについて必要な事項は、別に定める。 (産官学連携・知的財産センター)</p> <p>第7条 本学に、産官学連携・知的財産センターを置く。 2 産官学連携・知的財産センターに、長を置く。 3 前項の長は、<u>学術・研究担当副学長をもって充てる。</u> 4 その他産官学連携・知的財産センターについて必要な事項は、別に定める。</p> <p>第8条～第27条 省略</p> <p>附 則 省略</p> | 名 称 | 所在地 | 本部(長野県東御市及び千葉県館山市の施設を含む。)共生科学技術研究部、農学教育部、連合農学研究科、農学部(東京都八王子市、神奈川県津久井郡、埼玉県秩父市、群馬県勢多郡及び栃木県佐野市の施設を含む。)大学教育センター、図書館、保健管理センター及び遺伝子実験施設 | 東京都府中市 | 共生科学技術研究部、工学教育部、生物システム応用科学教育部、技術経営研究科、工学部、産官学連携・知的財産センター、機器分析センター、留学生センター及び総合情報メディアセンター | 東京都小金井市 | <p>第1条～第2条 省略(現行どおり)</p> <p>第3条 本学に置く組織及び施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1149 486 2089 798"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部(千葉県館山市の施設を含む。)共生科学技術研究部、農学教育部、連合農学研究科、農学部(東京都八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。)大学教育センター、図書館、保健管理センター及び遺伝子実験施設</td> <td>東京都府中市</td> </tr> <tr> <td>共生科学技術研究部、工学教育部、生物システム応用科学教育部、技術経営研究科、工学部、産官学連携・知的財産センター、機器分析センター、留学生センター及び総合情報メディアセンター</td> <td>東京都小金井市</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条～第5条 省略(現行どおり) (大学教育センター)</p> <p>第6条 本学に、大学教育センターを置く。 2 大学教育センターに、長を置く。 3 前項の長は、<u>教育研究評議会の意見を参考にして、学長が指名する。</u> 4 その他大学教育センターについて必要な事項は、別に定める。 (産官学連携・知的財産センター)</p> <p>第7条 本学に、産官学連携・知的財産センターを置く。 2 産官学連携・知的財産センターに、長を置く。 3 前項の長は、<u>教育研究評議会の意見を参考にして、学長が指名する。</u> 4 その他産官学連携・知的財産センターについて必要な事項は、別に定める。</p> <p>第8条～第27条 省略</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p> | 名 称 | 所在地 | 本部(千葉県館山市の施設を含む。)共生科学技術研究部、農学教育部、連合農学研究科、農学部(東京都八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。)大学教育センター、図書館、保健管理センター及び遺伝子実験施設 | 東京都府中市 | 共生科学技術研究部、工学教育部、生物システム応用科学教育部、技術経営研究科、工学部、産官学連携・知的財産センター、機器分析センター、留学生センター及び総合情報メディアセンター | 東京都小金井市 |
| 名 称 | 所在地 | | | | | | | | | | | | |
| 本部(長野県東御市及び千葉県館山市の施設を含む。)共生科学技術研究部、農学教育部、連合農学研究科、農学部(東京都八王子市、神奈川県津久井郡、埼玉県秩父市、群馬県勢多郡及び栃木県佐野市の施設を含む。)大学教育センター、図書館、保健管理センター及び遺伝子実験施設 | 東京都府中市 | | | | | | | | | | | | |
| 共生科学技術研究部、工学教育部、生物システム応用科学教育部、技術経営研究科、工学部、産官学連携・知的財産センター、機器分析センター、留学生センター及び総合情報メディアセンター | 東京都小金井市 | | | | | | | | | | | | |
| 名 称 | 所在地 | | | | | | | | | | | | |
| 本部(千葉県館山市の施設を含む。)共生科学技術研究部、農学教育部、連合農学研究科、農学部(東京都八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。)大学教育センター、図書館、保健管理センター及び遺伝子実験施設 | 東京都府中市 | | | | | | | | | | | | |
| 共生科学技術研究部、工学教育部、生物システム応用科学教育部、技術経営研究科、工学部、産官学連携・知的財産センター、機器分析センター、留学生センター及び総合情報メディアセンター | 東京都小金井市 | | | | | | | | | | | | |

附 則(18 経教 規則第4号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条改正規定中、の神奈川県相模原市及び群馬県みどり市については、平成18年3月27日から施行し、相模原市にあっては、平成18年3月20日から適用する。